

表		■ 長野県GAP基準(農林水産省「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」完全準拠)						
区分	番号	県規 範囲	ガイド ライン	取組事項	GAPの共通基盤に関するガイドラインで示されている取組例	評価・改善事項・コメント等 【○:出来ている △:改善の必要あり ×:出来ていない -:該当なし】		
1 食品安全を主な目的とする取組								
ほ場環境の 確認と衛生 管理	1	1	1	ほ場やその周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材等からの汚染防止 【農作物の汚染を防止し、衛生管理につなげます】	1.ほ場の過去の使用履歴や周辺環境を把握し、有害物質による土壌汚染がないか確認する。 2.ほ場及び水源へ動物の侵入がないか確認する。 3.堆肥置き場から染み出した汁液などが、ほ場へ流入していないか確認する。 4.廃棄物や資材などが適切に管理されているか確認する。 など			
農薬の使用	2-1	2	2	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止 【法令上の義務として守る必要があります】	1.農薬を使用する前に農林水産省の登録番号があることを確認し、登録された農薬を使用する。 2.農薬登録がないのに、農薬としての効果をうたっている資材は使用しない。 など			
	2-2	3	3	農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用后における十分な洗浄 【残留農薬基準値超過・薬害事故を未然に防ぎます】	1.農薬の使用前には、防除器具などを点検し、十分に洗浄されているか確認する。 2.農薬の使用後には、防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズルなど農薬残留の可能性のある箇所に特に注意して、十分洗浄を行う。 3.防除器具を洗浄した水は、その農薬を散布したほ場に散水するなどして適切に処理し、排水路や河川等に直接排水することは絶対に行わない。 など			
	2-3	4	4	農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用 【法令上の義務として守る必要があります】	農薬を使用の都度、容器または包装に記載されている以下の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用する。 ①農薬を使用できる農作物 ②農薬の使用量 ③農薬の希釈倍数 ④農薬を使用する時期(収穫前の使用禁止期間) ⑤農作物に対して農薬を使用できる回数(使用前に記録簿を確認) ⑥農薬の有効期限(有効期限を過ぎた農薬は使用しない) ※6.は努力義務 ⑦農薬の使用上の注意			
	2-4	5	5	農薬散布時における周辺作物への影響の回避 【法令上の義務として守る必要があります】	1.周辺の生産者、有機農産物栽培者及び養蜂業者に対して、事前に農薬使用の目的や散布日時、使う農薬の種類等について情報提供を行う。 2.病害虫の発生状況を踏まえて、最小限の区域にとどめた農薬散布を行う。 3.近隣に影響が少ない天候の日や時間帯に散布する。 4.風向きを考慮したノズルの向きを設定を行う。 5.飛散が少ない形状の農薬、散布方法、散布器具を選択する。など			
かび毒 (DON・ NIV)汚染 の低減対策	3	10	6	麦類のDON・NIV汚染低減対策の実施 【生産段階での対策が重要です】	1.赤かび病が発生しにくい環境をつくるため、前作の作物残さは、ほ場の外に持ち出すか土中に確実にすき込む。 2.ほ場の巡回などによって生育状況を把握し、赤かび病の適期防除に努める。 3.発生予察情報などを参考に、県やJAなどの指導の下、適切に防除を行う。 4.収穫後はできるだけすみやかに乾燥する。 5.出荷の際、赤かび病被害粒が見られる場合、適切に廃棄し、機械等の清掃を徹底する。など			
収穫以降の 農産物の管理	4-1	18	7	麦の清潔で衛生的な取扱い 【法令上の義務として守る必要があります】	1.乾燥調整施設では、高水分粒を長時間放置せず、すみやかに貯蔵可能な水分含有量まで乾燥させる。 2.乾燥調整貯蔵施設では、定期的に較温を監視・記録し、較温上昇の兆候がないことを確認する。 3.施設の清掃を徹底し、補修を適宜行う。 4.米穀の取扱者は衛生管理を徹底する。 など			
	4-2	20	8	収穫・乾燥調整時の異種穀粒・異物混入を防止する対策の実施 【異物混入対策は出荷作業の基本です】	収穫や乾燥調整に用いる機械は、使用前に清掃し、できるだけ内部の残留物や汚れを取り除く。 など			

表		■ 長野県GAP基準(農林水産省「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」完全準拠)				
区分	番号	県規 ド ライ ン	取組事項	GAPの共通基盤に関するガイドラインで示されている取組例	評価・改善事項・コメント等 【○:出来ている △:改善の必要あり ×:出来ていない -:該当なし】	
2 環境保全を主な目的とする取組						
農薬による 環境負荷の 低減対策	5-1	22	9	農薬の使用残が発生しないように必要な量を秤量して散布液を調製 【無駄を減らし、環境負荷を低減します】	1.農薬のラベルに表示されている単位面積当たりの使用量を確認し、農薬を使用する面積から必要な量だけ計量して散布液を調整する。 2.農薬の量をはかる際は、計量カップやはかりなどの計量器を使用して正確にはかりとる。 など	
	5-2	24	10	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり 【防除を行う前に、周辺環境を整備し、農薬の使用を低減します】	1.害虫のほ場への飛び込みを防止するため、ほ場周辺の雑草を防除する。 2.病害虫に抵抗性のある品種を導入する。 3.ほ場及びほ場周辺を清掃する。 など	
	5-3	25	11	発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施 【発生状況を把握して、防除の必要性を判断します】	発生予察情報などを利用し、病害虫の発生状況を把握したうえで、被害が生じると判断される場合に防除を行う。 など	
	5-4	26	12	農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施 【他の防除手段を適切に組み合わせ、防除を行います】	輪作体系の導入などによって、病害虫や雑草の発生を抑制する環境づくりに取り組む。 など	
	5-5	27	13	農薬散布時における周辺住民等への影響の回避 【周辺住民等に健康被害が生じないよう、対策を実施します】	1.農薬の使用量、使用回数を削減する。 2.飛散が少ない剤型の農薬および農薬の飛散を抑制するノズルを選択、使用する。 3.近隣に影響が少ない天候の日や時間帯に散布する。 4.風向きを考慮してノズルの向きを調整する。 5.農薬を散布する場合、近隣住民等へ事前に周知する。 など	
肥料による 環境負荷の 低減対策	6-1	29	14	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、都道府県の施肥基準やJAの栽培層等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥の実施 【環境への負荷を低減するため、適正施肥を実践します】	1.堆肥などの有機物を施用した場合は、その肥料成分を考慮する。 2.施肥は、地域の施肥基準や土壌診断結果に基づき行う。 3.施肥用機械や器具の点検・整備を定期的に行う。 など	
	6-2	8	15	堆肥を施用する場合は、外来雑草種子等の殺滅のため、適切に堆肥化されたものを使用 【適切な工程を経た堆肥を施用し、微生物等による汚染を防ぎます】	1.家畜ふん堆肥を製造する場合は、発酵熱で病原微生物や雑草種子、寄生虫等を殺滅させるため、3回程度繰り返しを行い、製造時の発酵熱が60℃以上に確保できるよう適正に行う。 2.購入堆肥の場合は、原料・分析結果などが記載された文書を入力し確認する。 など	
土壌の管理	7-1	31	16	堆肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施 【適切な堆肥施用は地力の維持向上に有効です】	1.長野県主要穀類等指導指針などを参考に堆肥の施用、稲わらなどのすき込み等を行う。 2.土壌改良の目的に応じて、適切な土壌改良資材を選択、施用する。 など	
	7-2	32	17	土壌の侵食を軽減する対策の実施 【作土流出や風食対策として、必要に応じて土壌被覆性のある緑肥作物等を利用します】	1.堆肥の施用などによって土壌の透水性改善をはかる。 2.適正な畦畔管理を行う。 3.未作付期間に緑肥作物等を作付する。 など	

表		■ 長野県GAP基準(農林水産省「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」完全準拠)				
区分	番号	県規 規 範	ガイド ライ ン	取組事項	GAPの共通基盤に関するガイドラインで示されている取組例	評価・改善事項・コメント等 【○:出来ている △:改善の必要あり ×:出来ていない -:該当なし】
廃棄物の適 正な処理・ 利用	8-1	33	18	農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施 【法令上の義務として守る必要があります】	1.廃棄物を処理するまでの間、農作物や周辺住民に影響が出ないよう保管する。 2.廃棄物の処理は、地域で処理方法のルールがある場合、それに従って適正に処理する。 3.農業の空容器、廃プラスチックなどは、資格のある産業廃棄物処理業者やJAなどに処理を委託する。 4.産業廃棄物処理業者に委託する場合は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を運搬業者に渡し、返送されてくる管理票により、廃棄物が正しく処理されたか確認した上で、管理票を5年間保存する。 など	
	8-2	34	19	農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避 【法令上の義務として守る必要があります】	1.廃ビニールなどの野焼きや放置は絶対行わない。 2.畦草などの処分は、焼却によらない処理方法(堆肥化、土壌改良資材や敷わら等として活用)を優先する。焼却作業は、他の手段のない場合に限り、かつ、極少量とするよう努め、一人では絶対行わない。 など	
	8-3	34	20	作物残さ等の有機物のリサイクルの実施 【収穫残さを有効利用して、資源循環に努めます】	1.ほ場に残すと病虫害がまん延する場合などを除き、作物残さを、堆肥として利用する等ほ場へ還元する。 2.ほ場還元が好ましくない作物残さは、堆肥原料にするなど有効活用する。 など	
エネルギー の節減対策	9	35	21	施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減 【地球温暖化防止等の観点から重要です】	1.機械・器具は適切に点検整備を行い、施設の破損箇所は補修する。 2.不必要な照明は消灯する。 3.電球の更新時は、省エネタイプのものを選択する。 など	
生物多様性 に配慮した 鳥獣害対策	10	1	22	鳥獣を引き寄せない取組等、鳥獣による農業被害防止対策の実施 【被害を最小限に抑えるため、地域ぐるみの防止対策(工夫)が有効です】	1.食品残さなど廃棄物の管理を徹底し、鳥獣を引き寄せないようにする。 2.周辺に放任している果樹がある場合は除去する。 3.侵入防止柵を設置する。 4.追い払いや追い上げ活動を行う。 など	
3 労働安全を主な目的とする取組						
危険作業等 の把握	11	37	23	農業生産活動における危険な作業等の把握 【農作業事故を未然に防ぎます】	1.危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所を把握する。 2.農作業安全に係るマニュアルを作成する。 など	
農作業従事 者の制限	12	38	24	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限 【作業者の安全性確保につながります】	1.酒気帯び、薬剤服用、病気、妊娠、年少者、無資格者などへは作業の内容を制限する。 2.危険な作業を行う場合、一人だけの作業をできる限り行わない。 3.未熟な農業者へは、熟練者が指導に当たる。 4.準備体操や整理体操を実施する。 5.一日当たり作業時間を設定し休憩時間も定める。 6.定期的に健康診断を受診する。 など	
服装及び保 護具の着用 等	13	39	25	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管 【作業者の安全性確保につながります】	1.転倒、落下物などの危険性がある場所や道路走行時は、ヘルメットを着用する。 2.飛散物が当たる危険性がある場所では、保護めがねなどを着用する。 3.機械を取り扱う時は、巻き込みを避けるため袖口の縮まった服を着用する。 4.高所作業時には、ヘルメット、滑りにくい靴、命綱などを着用する。 5.粉じんが発生するところでは、防じんめがね・防じんマスクなどを着用する。 6.防除作業時は、作業衣、マスクなどを着用し、使用後はよく洗浄し保管する。 など	

表				■ 長野県GAP基準(農林水産省「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」完全準拠)		
区分	番号	県規 規 範	ガイド ライ ン	取組事項	GAPの共通基盤に関するガイドラインで示されている取組例	評価・改善事項・コメント等 【○:出来ている △:改善の必要あり ×:出来ていない ー:該当なし】
作業環境への対応	14	40	26	農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施 【農作業事故を未然に防ぎます】	1.危険箇所についてあらかじめ把握し、マップ作成や標示板設置などを行う。 2.農道の地盤が悪い場合は補強をする。 3.農道の路肩はわかりやすくするため、定期的に草刈を行う。 4.高所作業が必要な場所は、手すり、柵、滑り止めなどを設置する。 など	
機械等の導入・点検・整備・管理	15	41	27	機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理 【農作業事故を未然に防ぎます】	1.機械導入時に、型式検査合格証票あるいは安全鑑定証票があるか確認する。 2.中古機械導入時に、安全装備の状態や取扱説明書があるか確認する。ない場合は販売代理店などから情報入手する。 3.機械などの使用前に、安全装置等の確認を行い、問題が見つかった場合は適切に修理する。 4.指定のある定期交換部品は、必ず定期的に交換する。 5.安全に出入りができ、機械などの点検・整備が行える格納庫を整備する。 6.保管時は、機械等の昇降部を下げ鍵を抜く。格納庫は鍵をかけ適切に保管する。 など	
機械等の利用	16	42	28	機械、装置、器具等の適正な使用 【作業者の安全性確保につながります】	1.機械などの取扱説明書は熟読し、大切に保管する。 2.左右独立ブレーキがついた乗用型トラクター等の走行時は、左右のブレーキペダルを連結させる。 3.刈払機使用時には、部外者が立ち入らないように注意する。 4.脚立を使用する場合は、開き止めなどの固定器具を確実にロックする。 など	
農薬・燃料等の管理	17	43・44	29	農薬、燃料等の適切な管理(法令上の義務を含む) 【農薬の誤飲や、燃料による火災事故を防ぎます】	1.部外者がみだりに立ち入らない、冷涼・乾燥した場所で農薬を保管する。 2.毒劇物に指定されている農薬は飛散・漏出防止対策を講じ、容器・貯蔵場所へ表示する。 3.農薬を、牛乳やジュースなどの容器に移し替えない。 4.部外者がみだりに立ち入らない、火気のない場所で燃料を保管する。 5.燃料のそばで機械、工具は使用しない。 など	
施設の管理・運営体制の整備	18	ー	30	施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレータとの責任分担の明確化 【作業者の安全性確保につながります】	1.施設の管理運営体制を整備し、施設運営上必要な判断を行う責任者を明確にする。 2.施設の管理者は、施設の機械等の操作や異常事態に備えた十分な知識や判断力を身につける。 3.施設の管理者は、研修の実施等により、オペレーターの資質向上に努める。 など	
事故後の備え	19	45	31	事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入(法令上の義務を含む) 【万一の事態に備えます】	1.法人経営の場合は、従業員が1人でもいる場合は、必ず労災保険に加入する。 2.法人経営でなくても、常時雇用している従業員が5人以上いる場合は、必ず労災保険に加入する。従業員が5人未満であっても必要に応じて労災保険に加入する。 など	
4 農業生産工程管理の全般に係る取組						
技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	20-1	52	32	農業者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用 【自分の育成した品種や技術は貴重な財産です】	1.新しい技術や品種の開発時に、必要となる知的財産を保護する手段を知っている。 2.該当する技術や品種があれば、弁理士、弁護士など専門家に相談する。 など	
	20-2	52	33	登録品種の種苗の適切な使用 【法令上の義務として守る必要があります】	登録品種の種苗を利用・譲渡する時は、権利者の許諾・了解を必ず得る。 など	

表				■ 長野県GAP基準(農林水産省「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」完全準拠)		
区分	番号	県規 範囲	ガイド ライン	取組事項	GAPの共通基盤に関するガイドラインで示されている取組例	評価・改善事項・コメント等 【○:出来ている △:改善の必要あり ×:出来ていない -:該当なし】
情報の記録・保管	21-1	46	34	ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存 【営農における重要な情報源です】	面積や栽培履歴などを管理するための台帳を作成する。 など	
	21-2	47	35	農薬の使用に関する内容を記録し、保存 【記録を整理して、リスクに備えます】	農薬を使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載し保存する。 ①使用日 ②使用場所 ③使用した農作物 ④使用した農薬の種類又は名称 ⑤単位面積当たりの使用量又は希釈倍率 など	
	21-3	47	36	肥料の使用に関する内容を記録し、保存 【記録を整理して、リスクに備えます】	肥料を使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載し保存する。 ①施用日 ②施用場所 ③施用した農作物 ④施用した肥料の名称 ⑤施用面積 ⑥施用した量 など	
	21-4	48	37	種子・苗、肥料、農薬等の購入伝票等の保存 【記録を整理して、在庫管理し、経営改善とリスクに備えます】	過去の作物生産活動の内容が確認できるよう、種子、苗、肥料、農薬等の購入伝票等を保存する。 など	
	21-5	49	38	麦の出荷に関する記録の保存 【記録を整理・保管し、万一来に備えます】	下記の記録の作成、保存に努める。 ①生産品の出荷又は販売先の名称及び所在地 ②生産品の出荷又は販売先の名称及び所在地 ③出荷又は販売年月日 ④出荷量又は販売量(出荷又は販売先毎、1回又は1日毎) ⑤食品衛生法第11条の規格基準(微生物、残留農薬等)への適合に係る検査を実施した場合の該当記録 など ※販売を委託している農協等の第三者に対して、記録の作成及び保存を依頼等することも可能。	
生産工程管理の実施	22	53	39	生産工程管理の実施 【問題点を把握し、改善につなげます】	1.産地または農業者の単位で、栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、長野県GAP基準の取組例を基に農作業の点検項目等を策定する。 2.点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存する。 3.点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存する。 4.自己点検の結果、改善が必要な部分を把握し、見直しを行う。 5.自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者(取引先)による点検、又は第三者(審査・認証団体等)による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用する。 など	
記録保存の期間	23	53	40	生産工程管理に関する記録について、必要とする期間保存 【必要に応じて、記録を確認できるようにしておきます】	上記の項目に関する記録について、以下の期間保存する。 ①麦の出荷に関する記録については1～3年間(保存期間は取扱う食品等の流通実態に応じて設定) ②麦の出荷に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間 など	